

#### IV 地域生活支援事業について

平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」には、都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項として、都道府県が実施する地域生活支援事業の実施の見込等について定めることとされています。

第六次千葉県障害者計画では、これらの事項について、第2部「現状と課題及び今後の施策の方向性」で記載しています。

また、各市町村の地域生活支援事業については、各市町村障害福祉計画で定められています。



「壁なんて、、、」

平成29年度「障害者週間のポスター」

中学生部門

社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞

太田 悠里 さん